

令和2年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和3年 2月24日(水)			
開催場所	今帰仁村役場2階 第1会議室			
開催日時	令和3年	2月24日	午後	1時 32分 開会
	令和3年	2月24日	午後	3時 17分 閉会
出席委員	1番	米須 清和	5番	大城 司
	2番	平安山 良也	6番	宮嶋 扶喜子
	3番	與那嶺 清	7番	内間 正樹
	4番	大竹 恭弘	8番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	3番	與那嶺 清	4番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和2年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、4番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 別段面積の設定について 報告3 特定処分地の取り扱いについて
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第49号 農地法第3条許可申請の取消し願いについて 議案第50号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第51号 非農地証明願いについて 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第53号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第49号から第53号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが8件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1時 57分 午後 2時 40分
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第49号「農地法第3条許可申請の取消し願</p>	
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第49号「農地法第3条許可申請の取消し願</p> <p>(議案書に基づいて議案第49号「農地法第3条許可申請の取消し願</p> <p>について」の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>	
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第49号「農地法第3条許可申請の取</p> <p>消し願</p>	
	(質疑なしの声あり)	
議 長	<p>議案第49号「農地法第3条許可申請の取消し願</p> <p>について」異議は</p>	
	(異議なしの声あり)	
議 長	<p>議案第49号「農地法第3条許可申請の取消し願</p> <p>について」は異議</p> <p>なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定</p> <p>について」</p>	
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第50号「農用地利用集積計画の意見決</p> <p>定</p> <p>(議案書に基づいて議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定</p> <p>について」の利用権設定等関係・所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促</p> <p>進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>	

議 長	ただ今、説明がありました議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」質疑はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第51号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第51号「非農地証明願いについて」説明いたします。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第51号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第51号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第51号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第52号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p>

	<p>(議案書に基づいて議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p>

	<p>(議案書に基づいて議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p>

	<p>(議案書に基づいて議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については、令和3年2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について説明いたします。</p>

	<p>(議案書に基づいて議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については、令和3年2月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
委員	<p>カメを飼育したときに悪臭の発生はありませんか。</p>
事務局	<p>それはないと説明受けています。珍しい動物の飼育なので、字の方にも問題ないか意見書もらっています。字からは特別意見ないと回答もらっており、申請人からの事業説明も受けているとのことでした。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして、議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更2-11について、本件に係る現地確認を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」重要変更2-11については、令和3年2月15日に現地確認を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない農振除外と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、現地確認対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。</p>
委員	<p>確認ですが、申請地は平成28年に資材置き場として非農地証明を出した後に、申請人が売買で取得し、代替地がないということで今回農振除外であがっているが、本来は順番が逆になる。それをふまえて農振内の非農地証明についてはよろしくないという取り扱いを今しているとのことだが、それが平成29年10月の改選以降については、農振内の農地は非農地証明を出さない、それ以前については農振内の非農地証明がときどき出てくるかもしれないという取り扱いに確定になるということです。今回の申請地については、無断転用で他の農地との整合性がなかなかとれず、基本資材置き場は非農地証明が出せないのにつじつまが合わない案件であるが、今後はこういった取り扱いがないように事務局の方で処理をお願いします。</p>

事務局	そうですね。平成29年の改選以降は、こういった事例はないということをお願いします。
議長	よろしいでしょうか。議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、議案第53号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は原案通り可決決定いたします。

議長	本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和3年3月25日（木）を予定しています。 これにて令和2年度第11回総会を閉会します。
	閉会時刻 午後 3時 17分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印